

【オプトレ!】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 6 条 (知識確認テスト及び口座の開設、取引の適格要件)	<p>1. お客様は、本取引を行うことを目的とした場合、当社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い、店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「外貨 ex 口座」といいます。）の開設の申し込みを行い、開設手続き終了後、店頭通貨バイナリーオプションに関する知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ!」の口座開設を申し込むものとします。ただし、既に外貨 ex 口座をお持ちのお客様は店頭通貨バイナリーオプションに関する知識確認テストを受けていただくところから同様の手続きを行うこととします。</p> <p>なお、ご希望の場合、<u>外貨 ex 口座</u>の開設の申し込みの際、店頭外国為替証拠金取引「CyberAgent FX MT4」口座（以下「MT4 口座」といいます）も併せて受付可能です。</p>	<p>1. お客様は、本取引を行う事を目的とした場合、弊社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い、店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「外貨 ex 口座」といいます。）並びに取引所為替証拠金取引口座「くりっく 365」口座（以下「くりっく 365 口座」といいます。）の開設の申し込みを行い、開設手続き終了後、店頭通貨バイナリーオプションに関する知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ!」の口座開設を申し込むものとします。但し、既に外貨 ex 口座をお持ちのお客様は店頭通貨バイナリーオプションに関する知識確認テストを受けて頂くところから同様の手続きを行う事とします。</p> <p>尚、ご希望の場合、<u>外貨 ex 口座並びにくりっく 365 口座</u>の開設の申し込みの際、店頭外国為替証拠金取引「CyberAgent FX MT4」口座（以下「MT4 口座」といいます）も併せて受付可能です。</p>
第 10 条 (本サービス提供の一時停止)	<p>(3) 「オプトレ!」取引により生じた損失が、お客様が設定された損失限度額を超過した場合には 1 年間取引を停止させていただきます。<u>また、「オプトレ!」取引による損失が、取引開始前にお客さまご自身にご申告いただいた損失限度額に達した場合や、購入限度額に達する日が連続した場合、当社の判断により取引を停止させていただきます。</u></p>	<p>(3) 「オプトレ!」取引により生じた損失が、お客様が設定された損失限度額を超過した場合には 1 年間取引を停止させていただきます。</p>
第 29 条 (本口座の停止または解約)	<p>1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客様は停止された範囲において本口座での預託金の出金、注文等ができなくなります。</p> <p>(1) お客様が当社に対し<u>本口座、外貨 ex 口座、MT4 口座</u>の停止の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) 第 37 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客様が同意しない時。</p> <p>(4) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) <u>外貨 ex 口座および MT4 口座</u>が停止された時。</p>	<p>1. 次の各号のいずれかに該当した時は、弊社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客様は停止された範囲において本口座での預託金の出金、注文等ができなくなります。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し本口座、<u>外貨 ex 口座、MT4 口座またはくりっく 365 口座</u>の停止の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) 第 37 条に定める本約款及び取引説明書の変更にお客様が同意しない時。</p> <p>(4) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) <u>外貨 ex 口座及び MT4 口座、くりっく 365 口座</u>が停止された時。</p>

<p>第 29 条 (本口座の停止または解約)</p>	<p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) お客様が当社に対し店頭通貨バイナリーオプション取引の本口座、<u>外貨 ex 口座</u>、<u>MT4 口座</u>の解約の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 当社がお客様に通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) 本口座または<u>外貨 ex 口座</u>、<u>MT4 口座</u>が解約された時。</p>	<p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約される事とします。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し店頭通貨バイナリーオプション取引の本口座、<u>外貨 ex 口座</u>、<u>MT4 口座</u>または<u>くりっく 365 口座</u>の解約の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に店頭通貨バイナリーオプション取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 弊社がお客様に通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与若しくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) 本口座または<u>外貨 ex 口座</u>、<u>MT4 口座</u>、<u>くりっく 365 口座</u>が解約された時。</p>
------------------------------------	---	---